

## 作業船関連支援制度一覧

種別	名称 (償却率等は、主な車の例示)	国税 (地方税)	根拠法令	適用期間	政策目的	現状対象物			利用の タイミング	
						船舶	作業船			建設機械
							自航式	非自航式		
税 制	中小企業投資促進税制 (特別償却50%又は税額控除7%) (中小企業＝資本金1億以下)	所得税・法人税 (法人住民税・事業税)	租税特別措置法 10の3、42の6、68の11	R3.4～R5.3	中小企業者の機械等の導入促進	内航海運業の用に供される船舶	— ※内航海運業に該当しないため適用不可	— ※自己推進能力をもたない浅深船、砂利採取船等は「船舶」には該当せず、一般の償却資産(機械設備)として取扱われる(行実昭33.6.1自内函発第2号)	機械および装置 ※取得価格160万以上 →クローラークレーン等、作業船に搭載する機械装置に適用の余地あり	新造 買換
	中小企業経営強化税制 (即時償却又は税額控除10%) (中小企業＝資本金1億以下) (中小企業等経営強化法を認定を受けた特定事業者)	所得税・法人税 (法人住民税・事業税)	租税特別措置法 10の5の3、42の12の4、 68の15の5	R3.4～R5.3	中小企業等の経営力の向上を図るため、中小企業の設備投資を促進し、生産性の高い設備や自動化等の投資の加速化、経営力の向上を図る	—	—	— ※自己推進能力をもたない浅深船、砂利採取船等は「船舶」には該当せず、一般の償却資産(機械設備)として取扱われる(行実昭33.6.1自内函発第2号)	機械および装置 ※取得価格160万以上 ※生産性が旧モデル比1%以上向上するもの、投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係るもの、可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当するもの、修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係るもの ※中古は対象外 →クローラークレーン等、作業船に搭載する機械装置に適用の余地あり	新造 買換 改造
	中小企業等経営強化法に基づく固定資産の特例 (課税標準を3年間ゼロ～1/2に軽減) ※率は市町村の条例によって異なる。 (中小企業＝資本金3億以下、従業員300人以下)※製造業その他 (中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた者)	(固定資産税)	地方税法附則4	R2.4～R5.3	生産性革命の実現を図る企業の設備投資を支援する。	—	—	—	機械および装置 ※取得価格160万円以上 ※労働生産性が年平均3%以上向上すること等 ※中古は対象外 →クローラークレーン等、作業船に搭載する機械装置に適用の余地あり	新造 買換 改造
	特定の資産の買換えの場合の課税の特例 (課税差益の80%の範囲内で圧縮記載)	所得税 法人税	租税特別措置法 37、65の7、68の7B	R2.4～R5.3	老朽船や不経済船から効率的かつ安全性・環境性の高い船舶の代替促進による商船隊全体の国際競争力強化	外洋運輸業、沿海運輸業の環境負荷低減に資する船舶	建設業、ひき船業の環境負荷低減に資する船舶 →適用可	建設業、ひき船業の環境負荷低減に資する船舶 →適用可	—	買換
	船舶の特別償却 (外航環境低負荷船:特別償却18%又は16%) (内航環境低負荷船:特別償却16%、18%)	所得税 法人税	租税特別措置法 11、43、68の16	R3.4～R5.3	安全かつ効率的な輸送サービスの確保、CO2削減や海洋汚染防止等、総合的な環境対策に効果的な船舶の導入を促進	外航船 環境低負荷船 日本籍18%、外国籍16% 内航船 環境低負荷船16% 高度環境低負荷船18%	— ※海洋運輸業、沿海運輸業及び船舶貸渡業に該当しないため適用不可	—	—	新造 買換
	軽油引取税の課税免除の特例措置 (軽油引取税32.1円/リットル)	(軽油引取税)	地方税法 附則12の2の7①～	R3.4～R6.3	作業船の維持管理コストの低減を通じ作業船を確保し、港湾整備を通じて地場産業の発展、離島航路の安定確保、モーダルシフトの実現	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油 →適用可	船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油 →適用可	とび・エエ・コンクリート工事の工事現場において車らくい打ち、くい置き、掘削又は運搬のために使用する建設機械の動力源の用途	維持
	固定資産税の課税標準の特例 (課税標準 ■内航船:価格の1/2 ■外航船:価格の1/6)	(固定資産税)	地方税法 ■349の3⑤、⑥ ■附則15の9	■恒久	外航船舶については、運賃原価に占める固定資産税の比重を低くし、国際競争力を増進しようとするもの 内航船舶については、外航船舶等に対する固定資産税の負担との均衡を図らうとするもの	内航船(遊覧船などは除く) 外航船	自航式作業船は「内航船」として扱われる →適用可	— ※自己推進能力をもたない浅深船、砂利採取船等は本制度でいう「船舶」には該当せず、一般の償却資産(機械設備)として取扱われる(行実昭33.6.1自内函発第2号)	— →オフロード法適合車に対する税制特例については、H28をもって廃止された。	新造 買換
	カーボンニュートラル投資促進税制 (特別償却50%又は5%もしくは10%の税額控除) (産業競争力強化法に基づく認定を受けた者)	所得税・法人税 (法人住民税・事業税)	租税特別措置法 10の5の6、42の12の7、 68の15の7	R3.8～R6.3	生産工程等の脱炭素化に取り組む設備投資を支援するもの。	—	—	—	—	新造 買換 改造
資源エネルギー庁 「先導的省エネルギー投資促進支援事業」 (「執行団体(一社)環境共創イノベーション」) 【補助率:先進事業型 事業費2/3(中小)、限度額15億/件】 【補助率:オーガメイト型 事業費1/2(中小)、限度額15億/件】				省エネルギーへの取り組みのうち、「技術の普及可能性・先進性」、「省エネルギー効果」を踏まえ政策的意義の高いものと認められる設備導入費についての支援	海事局関係認定例 ・電気推進船 ・電子制御ディーゼル機関 ・二重反転プロペラ など ※本制度の前身となる制度の適用	港湾局関係の認定例は確認できないが、要件を満たせば適用の余地あり。	港湾局関係認定例 ・深層混合処理船の主巻きウインチを油圧駆動から電動モーター駆動への変更(H2407認定) ※本制度の前身となる制度の適用	原油換算ベースで ①省エネ率10%以上 ②省エネ量700k以上 等の要件を満たす必要がある。	買換 維持 改造	
共有建造 (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	機構分担割合の上限70～80% (共有船の使用料を共有期間内支払) (共有期間満了時は、残存簿価で買取り)			国内旅客船又は国内貨物船の建造について、共有建造業務を通じて低利・長期資金を供給、また、建造に関する技術的支援	内航海運のグリーン化に資する船舶 スパー・エコップ 二酸化炭素低減化船	— ※旅客船及び貨物船を対象としているため、適用不可	—	—	新造 買換	
融資 (株)日本政策金融公庫	中小企業事業(環境エネルギー対策資金) (融資限度:直接貸付7億2千万) (中小:資本金3億or従業員300人以下) (国民生活事業の融資限度以上の融資)			オフロード法の基準適合した建設機械等、排出ガス対策型建設機械の普及促進	—	—	排出ガス対策型建設機械として指定されたもの ※指定を受けた起重機船あり(少ない)	排出ガス対策型建設機械として指定されたもの	新造 買換	

注)本資料は各種ホームページ等を参考として港湾局において取りまとめた資料です。各制度に係る最新の情報や詳細については、問い合わせ窓口にも必ず確認してください。